



第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年9月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時00分）

開催
場所

東京都千代田区麹町5丁目4番地
日本工営ビル 2階 当社本店会議室

■ 株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただいたうえ、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記のウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.n-koei.co.jp/ir/>

目次

第77回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	23
連結計算書類	58
計算書類	62
監査報告書	66

【経営理念】

誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。

【長期経営戦略 2030】

Mission 私たちの使命	世界をすみよくする 常に志を高く持ち、自らの技術を磨くことに励み 蓄積された技術力をサービスとして提供する
Values 共通の価値観	誠意をもってことにあたれば、必ず途（みち）は拓（ひら）ける 「挑戦する気概」 「スピードを大切にする」 「事業家マインド」 「ステークホルダーサティスファクション」
Vision なりたい姿	唯一無二の価値を提供する会社 結束したグローバル企業集団に進化 2030年目標 世界ランキングトップクラス



当社は、2021年6月に創業75周年を迎えました。長きにわたり当社を支えてくださったすべてのステークホルダーの皆様にご心より感謝を申し上げます。今後は世界に貢献する100年企業を目指し進化を続けてまいります。

証券コード 1954
2021年9月8日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町5丁目4番地
日本工営株式会社
代表取締役社長 新屋 浩明

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただいたうえ、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使のご案内（3～5頁）に従って、2021年9月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時00分）
2. 場 所 東京都千代田区麹町5丁目4番地 日本工営ビル2階 当社本店会議室
3. 会議の目的事項

報告事項	1. 第77期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告ならびに連結計算書類および計算書類報告の件
決議事項	2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役11名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

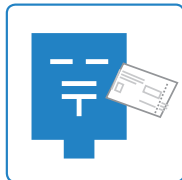
<インターネットによる開示について>

◎「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の定めに基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
当社ウェブサイト ⇒ <https://www.n-koei.co.jp/ir/>

議決権行使のご案内

事前に議決権を行使いただく場合



郵送によるご行使

行使期限

2021年9月28日（火曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2021年9月28日（火曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する「スマート行使」および「議決権行使ウェブサイト」をご利用いただくことによるのみ可能です。

なお、「スマート行使」および「議決権行使ウェブサイト」をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

当日ご出席される場合



株主総会日時

2021年9月29日（水曜日）午前10時開催
(受付開始：午前9時00分)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

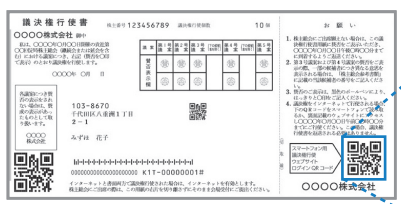
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

「スマート行使」によるご行使

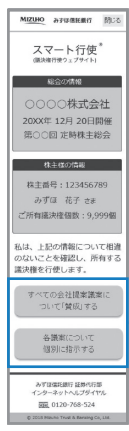
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

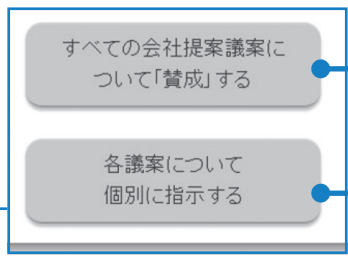
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使方法を選ぶ



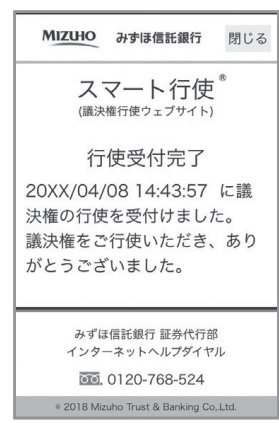
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトのご利用にあたってはご承認をお読みいただき、ご了承いただける場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。

【招集ご通知電子配信メニュー】

- 招集ご通知電子配信のお申し込みはこちら
- メールアドレスの確認はこちら
- ご登録メールアドレスの変更または中止はこちら

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



■「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールにより招集ご通知が送付された場合、当該電子メール添付に記載しております）

議決権行使コード:

■「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

*** パスワード変更 ***

●パスワードを変更してください。
●議決権行使書用紙に記載のパスワードと新しいパスワード(2回)を入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードをご利用される場合、右のリンクをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ご使用になる新しいパスワード:

(確認のためもう1回):

※文字の半角英数字のみ入力可能です。
※セキュリティの関係上、電話や書面にて連絡することは
いたしませんので、新しいパスワードをお忘れにならないようご注意ください。

■「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

■「登録」をクリック

※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 (受付時間：平日午前9時～午後9時)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の株主総会招集者および議長は取締役社長としておりますが、株主総会の運営に柔軟性を持たせ、業務執行と経営の監督の分離を推進する観点から非業務執行取締役がこれらを務めることを可能とするため、株主総会招集者および議長の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議により定める。</u></p> <p>2. 招集者および議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p>

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		現在の 当社における地位	当事業年度における 取締役会への 出席状況
1	再任 男性	ありもと 有元 龍一		取締役会長	16回／16回 (100%)
2	再任 男性	しんや 新屋 浩明		代表取締役社長	16回／16回 (100%)
3	再任 男性	あきよし 秋吉 博之		代表取締役 副社長執行役員	16回／16回 (100%)
4	再任 男性	つゆさき 露崎 高康		取締役 副社長執行役員	16回／16回 (100%)
5	再任 男性	かない 金井 晴彦		代表取締役 専務執行役員	16回／16回 (100%)
6	再任 男性	ひるさき 蛭崎 泰		取締役 常務執行役員	16回／16回 (100%)
7	新任 男性	よしだ 吉田 典明		常務執行役員	—
8	新任 男性	ふくおか 福岡 知久		常務執行役員	—
9	再任 男性	いちかわ 市川 秀	社外取締役 独立役員	取締役	16回／16回 (100%)
10	再任 男性	くさか 日下 一正	社外取締役 独立役員	取締役	16回／16回 (100%)
11	再任 女性	いしだ 石田 洋子	社外取締役 独立役員	取締役	12回／12回 (100%)

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 市川秀氏、日下一正氏および石田洋子氏について

(1) 市川秀氏、日下一正氏および石田洋子氏は社外取締役候補者であります。市川秀氏は現在当社の社外取締役であります。取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。日下一正氏は現在当社の社外取締役であります。取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。石田洋子氏は現在当社の社外取締役であります。取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

(2) 当社は、市川秀氏、日下一正氏および石田洋子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(3) 石田洋子氏は、2020年9月29日開催の第76回定時株主総会において社外取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象として出席状況を記載しております。

(4) 責任限定契約について

当社は、会社法に基づく賠償責任を限定する契約を社外取締役との間で締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外取締役が善意でかつ重大な過失のないときは、金6百万円または会社法による最低責任限度額のいずれが高い金額を上限としております。

市川秀氏、日下一正氏および石田洋子氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

3. 当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（会社法上の重要な使用人として選任された者に限る。）を被保険者として、取締役会において決議のうえ、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約において、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為も含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等について填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った場合は填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

なお、各候補者の選任が承認され、取締役および社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、各取締役および社外取締役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

1

ありもと
有元

りゅういち
龍一

再任

生年月日	1952年11月27日生
取締役在任年数（本総会終結時）	12年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	26,157株



■略歴、地位および担当

1977年4月	当社入社	2011年6月	当社経営管理本部長兼人事・総務部長
2008年7月	当社経営管理本部副本部長兼企画部長	2012年6月	当社取締役常務執行役員
2009年6月	当社取締役執行役員 当社経営管理本部長兼企画部長	2012年7月	当社経営管理本部長兼人事部長
		2014年9月	当社代表取締役社長
		2021年7月	当社取締役会長（現職）

■重要な兼職の状況

一般社団法人海外コンサルタンツ協会会長

取締役候補者とした理由

有元龍一氏は、2009年6月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、代表取締役社長として当社の経営を担い、先見性ある経営力で当社グループのグローバル展開、企業価値の向上に多くの成果を上げてきました。その企業経営に係る高い見識を踏まえ、現在は会長として経営監督に当たるとともに、業務執行と経営の監督の分離を推進すべく取締役会議長として取締役会を適正に運営し、また、指名・報酬等諮問委員会の委員長として、当社のガバナンス面に貢献し、今後も長期的な企業価値向上に向けて適切な役割を果たすものと判断いたしました。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

2

しん や ひろ あ き
新屋 浩明

再任



生年月日	1960年5月28日生
取締役在任年数（本総会終結時）	4年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	8,659株

■略歴、地位および担当

1985年4月	当社入社	2016年7月	当社コンサルタント国内事業本部長 代理兼営業企画室長兼東京支店長
2011年4月	当社コンサルタント国内事業本部流 域・防災事業部長	2017年7月	当社コンサルタント国内事業本部長
2013年7月	当社コンサルタント国内事業本部仙 台支店長	2017年9月	当社取締役執行役員
2015年7月	当社執行役員	2018年7月	当社取締役常務執行役員
2016年2月	当社コンサルタント国内事業本部副 事業本部長兼営業企画室長兼東京支 店長	2020年7月	当社取締役専務執行役員 当社コンサルティング事業統括本部 長兼都市空間事業担当
		2021年7月	当社代表取締役社長（現職）

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

新屋浩明氏は、2017年9月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、顧客の皆様に対し高い技術力をもって誠実に対応し、コンサルタント国内事業本部長、コンサルティング事業統括本部長を経て、現在は代表取締役社長として強いリーダーシップと決断力で当社グループを牽引しております。その実績と経営全般における豊富な職務経験に基づく見識は、グループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断いたしました。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

3

あぎ よし
秋吉

ひろ ゆき
博之

再任

生年月日	1956年3月11日生
取締役在任年数（本総会終結時）	9年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	21,277株



■略歴、地位および担当

1979年4月	当社入社	2016年7月	当社取締役専務執行役員
2010年6月	当社執行役員 当社電力事業本部副事業本部長 (機電コンサルタント・新事業担当)	2017年7月	当社代表取締役専務執行役員
2012年6月	当社取締役執行役員 当社電力事業本部長代理兼福島事業 所長	2018年4月	当社電力事業本部長兼エネルギー事 業担当
2013年6月	当社電力事業本部長	2018年7月	当社電力事業担当兼エネルギー事業 担当
2015年7月	当社取締役常務執行役員	2019年7月	当社代表取締役副社長執行役員 (現職)
		2020年7月	当社エネルギー事業統括本部長 (現職)

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

秋吉博之氏は、2012年6月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、電力事業本部長を経て、現在は代表取締役副社長執行役員（エネルギー事業統括本部長）を務めており、電力システム改革に対応した当社グループのエネルギー事業の更なる拡充のために職務を果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **4** つゆ さき **露崎** たか やす **高康**

再任



生年月日	1956年2月10日生
取締役在任年数（本総会終結時）	4年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	11,028株

■略歴、地位および担当

1979年4月	当社入社	2017年5月	当社グローバル戦略本部長兼事業開発室長兼シンガポール室長
2010年7月	当社グローバル戦略室長代理	2017年9月	当社取締役常務執行役員
2012年6月	当社執行役員 当社コンサルタント海外事業本部副事業本部長	2018年7月	当社グローバル戦略本部長
2015年10月	当社グローバル戦略本部長兼戦略開発室長	2018年11月	当社グローバル戦略本部長兼事業開発室長
2016年7月	当社常務執行役員	2019年7月	当社取締役専務執行役員
		2020年7月	当社営業本部長（現職）
		2021年7月	当社取締役副社長執行役員（現職）

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

露崎高康氏は、2017年9月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、グローバル戦略本部長を経て、現在は取締役副社長執行役員（営業本部長）を務めており、当社グループのグローバル展開における新事業拡充などの役割を適切に果たしております。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

5

かな い
金井

はる ひ こ
晴彦

再任

生年月日	1958年3月1日生
取締役在任年数（本総会終結時）	4年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	8,828株



■略歴、地位および担当

1982年4月	当社入社	2017年7月	当社常務執行役員 当社コンサルタント海外事業本部長
2011年4月	当社コンサルタント海外事業本部環境事業部副事業部長	2017年9月	当社取締役常務執行役員
2012年7月	当社コンサルタント海外事業本部環境事業部長	2019年7月	当社取締役専務執行役員
2014年9月	当社執行役員 当社コンサルタント海外事業本部アジア統轄事業部長代理	2019年9月	当社技術本部担当兼コンサルタント海外事業本部長
2015年10月	当社コンサルタント海外事業本部副事業本部長兼水資源事業部長	2020年7月	当社コンサルティング事業統括本部長代理
2016年7月	当社コンサルタント海外事業本部長代理	2021年7月	当社代表取締役専務執行役員（現職） 当社コンサルティング事業統括本部長（現職）

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

金井晴彦氏は、2017年9月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、技術本部担当兼コンサルタント海外事業本部長を経て、現在は代表取締役専務執行役員（コンサルティング事業統括本部長）を務めており、当社グループのコンサルティング事業の今後の展開および事業全体の管理・統制の役割を適切に担っております。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

6

ひるさき
蛭崎やすし
泰

再任



生年月日	1962年5月18日生
取締役在任年数（本総会終結時）	4年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	7,084株

■略歴、地位および担当

1985年4月	当社入社	2017年7月	当社執行役員 当社IR担当兼コーポレート本部長兼 人事部長
2010年7月	当社コンサルタント海外事業本部業 務部長	2017年9月	当社取締役執行役員
2014年10月	当社コンサルタント海外事業本部グ ローバル統轄部長代理兼コンプライ アンス室長	2018年10月	当社IR担当兼コーポレート本部長兼 人事部長兼75周年記念事業室長
2015年10月	当社コーポレート本部経営企画部長 代理兼海外グループ管理室長	2020年7月	当社取締役常務執行役員（現職） 当社IR担当兼経営管理本部長兼75周 年記念事業室長（現職）
2016年10月	当社コーポレート本部長代理兼経営 企画部長		

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

蛭崎泰氏は、2017年9月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、現在は取締役常務執行役員（IR担当兼経営管理本部長兼75周年記念事業室長）を務めており、当社グループ全体の管理・統制の役割を適切に担っております。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

7

よし だ
吉田

のり あき
典明

新任

生年月日

1958年1月15日生

所有する当社株式数

4,400株



■略歴、地位および担当

1980年4月	当社入社	2014年9月	当社執行役員
2010年4月	当社コンサルタント国内事業本部札幌支店長	2018年4月	当社コンサルタント国内事業本部副事業本部長
2013年4月	当社コンサルタント国内事業本部事業企画室長	2019年7月	当社常務執行役員（現職） 当社都市空間事業部長
2014年4月	当社コンサルタント国内事業本部インフラマネジメント事業部長	2020年7月	当社都市空間事業統括本部長（現職）

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

吉田典明氏は、2014年9月から執行役員として当社の業務執行に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、コンサルタント国内事業本部インフラマネジメント事業部長、同事業本部副事業本部長を経て、現在は都市空間事業統括本部長を務めており、同事業傘下のBDP HOLDINGS LIMITEDおよびその子会社をはじめとする当社グループの都市空間事業における事業展開推進の役割を担っております。以上のことから、同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

8

ふくおか
福岡

ともひさ
知久

新任

生年月日

1963年6月5日生

所有する当社株式数

2,100株



■略歴、地位および担当

- | | | | |
|---------|-------------------------------------|---------|--|
| 1988年4月 | 当社入社 | 2018年4月 | 当社コンサルタント国内事業本部基盤技術事業部長 |
| 2009年5月 | 当社コンサルタント国内事業本部交通運輸事業部空港・港湾部長 | 2018年7月 | 当社執行役員 |
| 2015年4月 | 当社コンサルタント国内事業本部交通運輸事業部副事業部長兼空港・港湾部長 | 2020年7月 | 当社常務執行役員（現職）
当社コンサルティング事業統括本部副事業統括本部長兼基盤技術事業本部長 |
| 2017年7月 | 当社コンサルタント国内事業本部社会システム事業部長 | 2021年7月 | 当社コンサルティング事業統括本部副事業統括本部長（現職） |

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

福岡知久氏は、2018年7月から執行役員として当社の業務執行に従事し、その役割・責務を適切に果たしております。また、コンサルタント国内事業本部社会システム事業部長、同事業本部基盤技術事業部長を経て、現在はコンサルティング事業統括本部副事業統括本部長を務めており、当社グループの国内コンサルタント事業における事業展開推進の役割を担っております。以上のことから、同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

9

いちかわ
市川

ひいず
秀

再任

社外

独立

生年月日	1946年12月8日生
社外取締役在任年数（本総会終結時）	7年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	2,700株



■略歴、地位および担当

1970年4月	株式会社三菱銀行入行	2004年6月	三菱自動車工業株式会社代表取締役 常務取締役
1993年5月	同行シンガポール支店長	2010年4月	同社代表取締役副社長
1996年6月	株式会社東京三菱銀行産業調査部長	2014年6月	株式会社百五銀行社外監査役
1997年1月	同行営業審査部長	2014年9月	当社社外取締役（現職）
1999年6月	株式会社整理回収機構専務取締役		
2001年6月	千代田化工建設株式会社専務取締役		

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

市川秀氏は、旧(株)東京三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）営業審査部長をはじめ、(株)整理回収機構専務取締役、千代田化工建設(株)専務取締役、三菱自動車工業(株)代表取締役副社長、(株)百五銀行社外監査役を務めた経歴を持ち、2014年9月から当社社外取締役として、経営者としての豊富な経験に基づき、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営を監視していただき、今後も当社の取締役会の透明性を高めるとともに、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただくことを期待しております。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **10** **くさ か** **かず まさ**
日下 一正 **再任** **社外** **独立**



生年月日	1948年1月23日生
社外取締役在任年数（本総会終結時）	6年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
所有する当社株式数	6,400株

■略歴、地位および担当

1970年4月	通商産業省入省	2013年1月	一般財団法人貿易・産業協力振興財団理事長
2003年8月	経済産業省資源エネルギー庁長官	2013年4月	一般財団法人国際経済交流財団会長
2004年6月	同省経済産業審議官	2015年9月	当社社外取締役（現職）
2007年6月	財団法人中東協力センター理事長	2021年7月	一般財団法人国際経済交流財団顧問（現職）
2008年2月	内閣官房参与		一般財団法人国際貿易投資研究所理事長（現職）
2009年10月	三菱電機株式会社専務執行役		
2011年4月	東京大学公共政策大学院客員教授		

■重要な兼職の状況

一般財団法人国際貿易投資研究所理事長

社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

日下一正氏は、経済産業省経済産業審議官をはじめ、財団法人中東協力センター（現一般財団法人中東協力センター）理事長、内閣官房参与、三菱電機(株)専務執行役、一般財団法人貿易・産業協力振興財団理事長を務めた経歴を持ち、2015年9月から当社社外取締役として、経済産業省等において培われた豊富な経験や知識に基づき、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営を監視していただいております。今後当社の取締役会の透明性を高めるとともに、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただくことを期待しております。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

11

いしだ
石田

ようこ
洋子

再任

社外

独立

生年月日

1957年9月2日生

社外取締役在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

所有する当社株式数

500株



■略歴、地位および担当

1991年1月	システム科学コンサルタンツ株式会社 社企画営業部長	2015年10月	広島大学教育開発国際協力研究センター教授（現職）
1997年11月	株式会社コーエイ総合研究所プロジェクト第2部部长	2016年4月	同大学大学院国際協力研究科教育文化講座協力教員
2006年4月	財団法人国際開発センター評価事業部長	2017年4月	同大学副理事（現職）
2010年4月	一般財団法人国際開発センター業務執行理事 株式会社国際開発センター評価事業部長	2017年11月	国際開発学会理事
2015年6月	公益社団法人日本ネパール協会理事（現職）	2018年11月	日本評価学会副会長・理事（現職）
2015年7月	一般財団法人国際開発センター理事（現職）	2020年4月	広島大学大学院人間社会科学研究科教育科学専攻国際教育開発プログラム担当（現職）
		2020年9月	当社社外取締役（現職）
		2020年12月	国際開発学会監査役（現職）
		2021年4月	広島大学教育開発国際協力研究センターセンター長（現職）

■重要な兼職の状況

広島大学教育開発国際協力研究センター センター長/教授
同大学副理事

社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

石田洋子氏は、一般財団法人国際開発センター等において国際協力案件の社会開発および事業評価を通じて培ってきた豊富な経験に加え、広島大学教育開発国際協力研究センターにおけるセンター長および教授としての学術と実践の統合を追求した幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で取締役会の健全性・透明性を高めるとともに、今後とも女性の視点からの有益な提言をいただくことを期待しております。以上のことから、同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小泉淑子氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

こ いずみ よし こ
小泉 淑子

再任 社外 独立

生年月日	1943年9月25日生
社外監査役在任年数（本総会終結時）	4年
取締役会への出席状況	16回／16回（100%）
監査役会への出席状況	17回／17回（100%）
所有する当社株式数	0株



■略歴および地位

1972年4月	弁護士会登録（第二東京弁護士会） 菊池法律特許事務所入所	2009年4月	シティユーワ法律事務所パートナー （現職）
1980年1月	梶田江尻法律事務所（現西村あさひ 法律事務所）パートナー	2012年10月	内閣府政府調達苦情検討委員会委員 長代理
2000年5月	Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 女性ビジネス・ロイヤー委員会委員長	2013年4月	一般財団法人日本法律家協会理事 （現職）
2003年8月	内閣府食品安全委員会専門委員	2015年6月	太平洋セメント株式会社社外取締役 （現職）
2007年3月	ボッシュ株式会社監査役		DOWAホールディングス株式会社 社外取締役（現職）
2008年1月	西村あさひ法律事務所カウンセ ル	2016年6月	住友ベークライト株式会社社外監査役
2008年5月	公益財団法人国際民商事法センター 評議員	2017年9月	当社社外監査役（現職）

■重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所パートナー
 太平洋セメント株式会社社外取締役

DOWAホールディングス株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

小泉淑子氏は、弁護士としてコンプライアンス全般について深い知見と実務経験を有しており、また、Inter-Pacific Bar Associationにおいて要職を務めるなど、豊富な国際経験を有しております。また、社外監査役として、法令遵守、コーポレートガバナンスの観点から、当社経営および取締役の職務執行に対し様々なご指導をいただいております。以上のことから、同氏を引き続き社外監査役候補者としたものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(注) 1. 小泉淑子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小泉淑子氏について

(1) 小泉淑子氏は社外監査役候補者であります。小泉淑子氏は現在当社の社外監査役ですが、監査役就任からの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

(2) 小泉淑子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(3) 責任限定契約について

当社は、会社法に基づく賠償責任を限定する契約を社外監査役との間で締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外監査役が善意でかつ重大な過失のないときは、金6百万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

小泉淑子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

3. 当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（会社法上の重要な使用人として選任された者に限る。）を被保険者として、取締役会において決議のうえ、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約において、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為も含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等について填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った場合は填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

なお、小泉淑子氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、社外監査役の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年9月29日開催の第76回定時株主総会において、補欠監査役に選任された山岸和彦氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

やまぎし 山岸	かずひこ 和彦	社外	独立
生年月日		1956年4月19日生	
所有する当社株式数		0株	



略歴および地位

1984年4月	弁護士会登録（第二東京弁護士会）	2015年6月	新コスモス電機株式会社社外監査役（現職）
1995年9月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年6月	住友ベークライト株式会社社外監査役（現職）
1998年3月	あさひ法律事務所パートナー（現職）		
2008年4月	やまと債権管理回収株式会社取締役		

重要な兼職の状況

あさひ法律事務所パートナー	住友ベークライト株式会社社外監査役
新コスモス電機株式会社社外監査役	

補欠の社外監査役候補者とした理由

山岸和彦氏は、弁護士として企業法務をはじめ、法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を適切に監査していただけると判断いたしました。以上のことから、同氏を補欠監査役候補者としたものであります。

（注）1. 山岸和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山岸和彦氏について

（1）山岸和彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

（2）同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、監査役に就任した場合は、独立役員届出書を提出いたします。

（3）責任限定契約について

当社は、会社法に基づく賠償責任を限定する契約を社外監査役との間で締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外監査役が善悪でかつ重大な過失のないときは、金6百万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

山岸和彦氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で新たに上記内容の契約を締結する予定であります。

3. 当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（会社法上の重要な使用人として選任された者に限る。）を被保険者として、取締役会において決議のうえ、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約において、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為も含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等について填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った場合は填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

なお、山岸和彦氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、当社グループは、当連結会計年度より適用する会計基準を国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。))に変更しました。そのため、前連結会計年度の財務数値についてもIFRSに準拠して表示しております。

(1) 事業の状況

当連結会計年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続きました。感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、海外経済の改善もあり持ち直しの動きが続くことが期待される一方で、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループを取り巻く経営環境については、コンサルタント国内事業においては、わが国の2020・2021年度政府予算においても、公共事業予算は前年度並みの水準が確保され、堅調に推移しました。コンサルタント海外事業においては、わが国政府による質の高いインフラシステム輸出戦略が継続された一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う渡航制限等の影響を受けました。電力エンジニアリング事業においては、電力システム改革等による新たな事業機会が期待される一方で、既存電力設備の更新等に当たっての顧客からのコスト削減要請の継続により、厳しい事業環境が続きました。都市空間事業においては、主要市場である英国の経済はパンデミック前の規模に回復傾向であり、アジア各国では都市化の進展に伴うインフラ整備需要が拡大しました。エネルギー事業においては、世界的に脱炭素化や分散電源化の進行に伴う再生可能エネルギーの需要が拡大しています。

このような状況のもとで、当社グループは、中期経営計画NK-Innovation 2021(2018年7月から2021年6月まで)に基づき、「グローバルなコンサルティング&エンジニアリングファームへと進化を続ける」を基本方針として、「鉄道分野の生産体制強化」「都市空間事業の海外展開」「エネルギー事業の確立」「コンサルティング事業での事業創生と海外展開」「電力エンジニアリング事業での製品開発と海外展開」の5つの事業戦略と、これらを実現するための全社共通施策である、「ワンストップ営業体制の構築」「技術と人財への投資」「グループガバナンスの強化」を推進してまいりました。

一方、当社グループは、新型コロナウイルス感染症に対して従業員とその家族を含む関係者各位の生命と健康を守るとともに、事業進捗の遅れ等による顧客への影響を最小限に抑えるため、積極的防衛態勢をもって感染症予防のための措置を講じております。また、テレワークをはじめとする働き方改革を進め、ワークライフバランスの実現および生産性の向上を

図ることを対応方針としております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、受注高は前期比8.0%減の133,304百万円、売上収益は前期比8.7%増の117,859百万円、堅調な需要とコンサルタント国内事業およびコンサルタント海外事業での効率的な事業運営により、営業利益は前期比35.9%増の7,128百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比46.2%増の4,531百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次頁のとおりです。

コンサルタント国内事業

売上収益 **55,345** 百万円 営業利益 **6,128** 百万円

コンサルタント国内事業では、コンサルタント海外事業の要員の国内案件稼働や連携受注、業務の内製化を推進しました。また、コンサルタント海外事業との連携や中央研究所の活用によるインフラ価値向上のためのマネジメント技術を核とした新事業創出に取り組みました。

以上の結果、受注高は前期比4.6%増の62,047百万円、売上収益は前期比10.8%増の55,345百万円となりました。営業利益は業務の効率化や出張費の減少等のコスト削減により前期比23.9%増の6,128百万円となりました。

コンサルタント海外事業

売上収益 **24,753** 百万円 営業利益 **1,853** 百万円

コンサルタント海外事業では、主に鉄道事業における要員の確保・育成やプロジェクト・マネジメントの推進による生産体制の強化、収益管理・リスク管理・安全管理の徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に対応した契約の見直しの実施と国内稼働の推進に取り組みました。

以上の結果、受注高は大型案件の受注があった前期からの反動減およびコロナ影響等による受注遅延により前期比25.0%減の35,721百万円、売上収益は前期比9.4%増の24,753百万円、営業利益は渡航制限により費用が減少したことで前期比261.1%増の1,853百万円となりました。

電力エンジニアリング事業

売上収益 **15,831** 百万円 営業利益 **858** 百万円

電力エンジニアリング事業では、機電コンサルタント分野のグローバル展開を見据えた交通・運輸、維持管理など新領域への拡大やグループ内連携の強化、徹底したコストダウンによる価格競争力の向上と営業力強化に取り組みました。

以上の結果、受注高はダム監視制御システムの受注などにより堅調だったものの、前期の大型受注の反動減で前期比30.0%減の13,880百万円、売上収益は前期比2.9%増の15,831百万円となりました。営業利益は、立軸水力発電案件の予算超過に伴う工事損失引当金を317百万円追加計上したことにより前期比13.8%減の858百万円となりました。

都市空間事業

売上収益 **20,274** 百万円 営業利益 **2,266** 百万円

都市空間事業では、英国市場の変化への対応に加え、カナダを中心とした英連邦諸国市場での拡大、シンガポールを拠点としたグループ内協業によるアジア市場での事業拡大に取り組みました。

以上の結果、受注高は英国においてウエストミンスター宮殿改修案件の追加受注があったことに加えて医療・教育分野の受注拡大により、前期比20.0%増の21,457百万円、売上収益は前期比11.7%増の20,274百万円、営業利益はBDP HOLDINGS LIMITEDおよびその子会社（以下、総称して「BDP社」）のコスト抑制等により前期比28.8%増の2,266百万円となりました。

エネルギー事業

売上収益 **790** 百万円 営業損失 **1,919** 百万円

エネルギー事業では、再生可能エネルギーなどの発電事業において、施設運用改善による収益向上および新規案件の形成に取り組み、エネルギーマネジメント事業においては、欧州を中心とした再生可能エネルギー・蓄電池事業の推進および日本でのアグリゲーション事業（分散型エネルギー源を集約して電力市場取引等を通じてエネルギーサービスを提供する事業）の基盤形成に取り組みましたが、欧州での事業展開に遅れが生じています。また、連結子会社であるPT.CIKAENGAN TIRTA ENERGIがインドネシア国・ジャワ島にて建設中の水力発電所において、異常降雨に伴う地盤変状に起因する補修工事および事業計画の見直しを実施することに伴い減損損失を計上しております。

以上の結果、受注高は前期比28.9%減の111百万円、売上収益は英国蓄電池EPC（エンジニアリング・プロキュアメント・コンストラクション）業務の売上計上があった前期に対して前期比26.1%減の790百万円、営業損失は上記の減損損失1,739百万円を計上したことにより前期比440.4%増の1,919百万円となりました。

不動産賃貸事業

売上収益 **778** 百万円 営業利益 **585** 百万円

不動産賃貸事業の売上収益は前期比72.7%増の778百万円となりました。営業利益は前期比64.0%増の585百万円となりました。

【2020年6月期決算訂正について】

当社は、2020年7月から9月にかけて、当社にて施工中の大型立軸水力発電案件（4案件）について、大幅な原価予算超過の可能性が高いことが判明いたしました。これを受けて、9月中旬に対策本部を設置、さらに11月上旬に社外監査役ならびに外部の弁護士を構成員とする外部アドバイザリーチームを設置し、調査を実施いたしました。

対策本部がまとめた調査結果により、進行基準による売上高が過大に計上されていたことおよび工事損失引当金が適時に計上されていなかったことが明らかとなりました。これを受け、当社としては過去に公表した連結財務諸表について会計処理等を訂正すべきと判断し、2020年12月14日付で、第76期（自2019年7月1日至2020年6月30日）有価証券報告書の訂正報告書、同期内部統制報告書の訂正報告書および同期決算短信の訂正版を提出いたしました。

株主をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

対策本部による調査の結果、これらの事象の原因は、大型立軸水力発電案件における受注から売上までの予算・原価管理体制が不十分であったこと、期末日の翌日から有価証券報告書の提出日に至るまでに発生した事象を即座に把握し、事実関係の確認や対応方針を決定するプロセスが不足していたこと等によるものと判明しました。これら内部統制上の不備に対し、当社は再発防止を図るため、内部統制の整備、水力発電部門の体制拡充および管理体制の強化に係る方策を講じ、是正への取組みを進めてまいりました。

以上の結果、2021年6月期末時点での改善状況は次のとおりです。

1) 内部統制の整備

① 大型立軸水力発電案件における予算管理のルール策定

水力発電案件を対象に、工種別に細分化した予算管理・原価予想を行うとともに、予算超過の兆候の早期把握および適時・適切な予算計上(増額)を行う旨、周知徹底し、運用を開始しました。

② 大型立軸水力発電案件における工事損失引当金の見積確認方法の改善

担当部門であるパワー&デジタル事業本部にて水力発電案件の課題・リスクについて確認する会議を定期的で開催し、案件の継続的なモニタリング体制を整備しました。協議結果については経理部門とも共有し必要な指示を得ることで、予算管理機能の強化を図りました。

③ 期末日の翌日以降、有価証券報告書の提出日に至るまでに発生した事象のチェック機能の強化および報告体制の整備

四半期決算時に、後発事象に該当する事象を記載したチェックリストにより、該当する事象の有無の確認および結果についての報告体制を築くことにより、決算開示に至るまでの後発事象に係る情報収集の仕組みを整備しました。

2) 水力発電部門の体制拡充および管理体制の強化

① 人員の増強および国内外サプライチェーンの拡充

新卒採用および協力会社からの支援要員を含む中途採用により、ほぼ計画通りの要員増強を図りました。また、日本および海外企業との協業契約により、サプライチェーンの拡充を図り、水車・発電機の製造能力を増強しました。

② プロジェクト管理体制の強化

内部統制の整備に伴い、水力発電部門の組織の役割、責任、権限を明確化すると同時に、大型案件のプロジェクト責任者による全体管理を強化し、課題の早期発見・把握、適時対応が可能な体制を整備しました。

当社は引き続きこれらの改善策に最優先で取り組み、再発防止に努め、株主をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に最善を尽くしてまいります。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は4,659百万円であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

[コンサルタント国内事業]

当期の主な設備投資は、使用权資産を中心とする総額1,319百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

[コンサルタント海外事業]

当期の主な設備投資は、使用权資産を中心とする総額168百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

[電力エンジニアリング事業]

当期の主な設備投資は、使用权資産および建物を中心とする総額904百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

[都市空間事業]

当期の主な設備投資は、使用权資産および備品を中心とする総額819百万円の投資を実施

しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

[エネルギー事業]

当期の主な設備投資は、建設仮勘定の増加を中心とする総額200百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

[不動産賃貸事業]

当期の主な設備投資はありません。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

[その他]

当期の主な設備投資は、使用権資産および建設仮勘定の増加を中心とする総額1,246百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当期において特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡および譲受の状況

当期において特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他持分または新株予約権の取得または処分の状況

当期において特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

当期において特記すべき事項はありません。

2. 対処すべき課題

(1) 中長期的な経営戦略

① 経営の基本方針

当社グループは、「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」を経営理念としています。

「世界をすみよくする」ことをMission（私たちの使命）、「誠意をもってことにあたれば、必ず途（みち）は拓（ひら）ける」をValues（共通の価値観）とし、結束したグローバル企業集団へと進化することで「唯一無二の価値を提供する会社」をVision（なりたい姿）として掲げています。

② 目標とする経営指標

当社グループは中長期の視点で以下のとおり目標とする経営指標を定めています。

2030年6月期（長期目標）：

売上収益2,500億円、営業利益250億円、営業利益率10%、ROE15%

2024年6月期（中期目標）：

売上収益1,550億円、営業利益115億円、営業利益率7%、ROE9%

③ 経営戦略

当社グループは、コンセプトを「共創。限界なき未来に挑む」とする長期経営戦略「NKG（日本工営グループ）グローバル戦略2030」を2021年6月に発表しました。社内および社外の多様なパートナーとの共創を通じ、知の探究、技術の革新と統合により新たな価値を提供し、人々が豊かさを実感できる社会の実現に貢献する企業グループを目指します。

また「NKG グローバル戦略2030」のもと、2021年7月から2024年6月をグループ強靱化に取り組む変革期と位置づけ、中期経営計画「Building Resilience 2024」を策定し、推進しています。「3つのドメインによる事業推進、事業と地域のマトリクス経営、技術と人財の質の向上により、サステナブルな未来の共創に向けた基礎固めをする」を基本方針とし、100年企業の礎を築くべく取り組みます。

併せて、社会課題に対する取組みとして以下7つのマテリアリティを設定しました。このうち、事業活動に関わるマテリアリティは、世界が抱える課題に対し、当社グループが自らの強みを活かして優先的に取り組む重要課題であり、これによって持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を目指します。

日本工営グループのマテリアリティ (優先的に取り組む課題)

【事業活動】

安心して暮らせるインフラの整備

すべての人が自由に交流し活躍できる社会基盤整備

多様な人・産業が集積する魅力ある都市づくり

脱炭素社会の実現による地球環境の保全

【経営基盤】

ガバナンスの強化

人権が尊重され、働きがいのある職場環境

人財育成と技術開発

(2) 今後の見通しおよび重点課題

当社グループを取り巻く経営環境は、気候変動問題や急速な都市化の進行等による格差問題などへの早急な対応が求められる状況にあると認識しています。コンサルティング事業では国内市場は引き続き国土強靱化を中心に高水準の政府予算が確保され、デジタル改革の加速化やマネジメント事業へのニーズの高まりが見込まれます。海外市場は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業実施と渡航制限のリスクはあるものの、日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」でも日本企業の高い受注目標が掲げられるなど、引き続き堅調な需要が見込まれます。都市空間事業では、国内および欧米等では都市構造の再構築、開発途上国では都市基盤整備を含む都市開発事業のニーズが旺盛です。エネルギー事業では、国内では2050年カーボンニュートラルの実現に向けて新たな事業機会と競争が生まれ、また世界全体で再生可能エネルギー開発やエネルギー利用の効率化へのニーズが高まっています。

こうした市場環境のもと、中期経営計画「Building Resilience 2024」(2021年7月～2024年6月)に基づく3つの強靱化策を実行します。

1つ目の強靱化策としては、これまでの5事業を3つのドメイン(コンサルティング、都市空間、エネルギー)に再編し、事業軸を強化します。2つ目の強靱化策では、純粋持株会社体制への移行と地域統括体制の整備によるマトリクス経営の実現を目指します。3つ目の強靱化策としては、「NKGブランド」と「NKGクオリティ」の確立に向け、技術開発および人財育成を強化します。また、そのための基盤として「Well-being経営」を推進してまいります。

各強靱化策における重点課題は以下のとおりです。

強靱化策 1	事業戦略	<p>コンサルティング事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内・海外・中央研究所の一体化により世界で戦える組織に進化 攻めと守りによる事業運営を行い、既存事業に加えて、さらに衛星データやAI技術活用による防災情報提供・インフラ監視事業、SDGsコンサルティング事業、再生可能エネルギーを軸とした脱炭素関連事業等の領域においても、卓越した技術と品質をグローバル市場に提供
		<p>都市空間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木・建築両分野の融合を図り、国内外における都市・地方再生事業の総合プロデュースを展開 日本工営・玉野総合コンサルタント・BDP社・黒川紀章建築都市設計事務所の一体運営による市街地開発・再開発、官民連携やスマートシティ形成等の市場への展開
		<p>エネルギー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内外連携による蓄電池、アグリゲーション等の発電・エネルギーマネジメント事業の基盤構築 主力製品強化と新製品開発（FIP（Feed-in-Premium）向け蓄電池システム、アグリゲーションビジネス向けシステム、デジタル変電所向け制御装置等）による製造事業の安定化 新領域技術の獲得、マネジメント力の強化、優秀な人財の確保によるコンサルティング・エンジニアリング事業の体制強化
強靱化策 2	組織戦略	<ul style="list-style-type: none"> 純粋持株会社をコアとした事業会社群と地域統括によるマトリクス経営体制への移行によって、グループ会社の自律と連携、意思決定の迅速化、多様性の共存を実現
	営業戦略	<ul style="list-style-type: none"> “Think Globally, Act Locally” 世界水準の技術で、地域に暮らす人々のニーズに向き合うことを目指し、ワンストップサービスの実現と地域拠点の自律運営に向けた支援の実施
強靱化策 3	人財・技術戦略	<ul style="list-style-type: none"> デジタルテクノロジーの進化に向け、DX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に技術開発投資を強化し、新たな顧客価値を創出（NKGブランド） NKG Global Academyの新設により、世界トップクラスの人財を育成（NKGクオリティ） 健康経営、ワークスタイル・ワークプレイス改革等のWell-being経営（従業員が身体的、精神的に健やかであり、仕事への意欲、取り組みへのコミットメントを高める経営）の推進

中期経営計画「Building Resilience 2024」の初年度となる2022年6月期については、コンサルティング事業においては、国内・海外の一体運営により生産性を向上させるとも

に、新たな品質・環境システムの導入や次世代基幹技術の開発に取り組むことでさらなる成長の基盤を構築します。都市空間事業においては、グループ会社との一体運営により、土木・建築融合分野をメインフィールドとする基盤形成を推進します。エネルギー事業においては、既存事業の価格競争力および生産体制の強化と再生可能エネルギー発電、蓄電池、アグリゲーションといった成長領域の基盤構築に取り組んでまいります。

これらの取組みを推進することで、2022年6月期の連結業績予想は、売上収益1,310億円（前期比111.1%）、営業利益77億円（前期比108.0%）、親会社の所有者に帰属する当期利益47億円（前期比103.7%）としております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解と格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況の推移 日本基準

区分		第74期 2018年6月期	第75期 2019年6月期	第76期 2020年6月期
受注高	(百万円)	104,350	118,085	141,632
売上高	(百万円)	106,023	108,589	112,214
経常利益	(百万円)	6,721	5,584	4,603
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,555	3,318	2,726
1株当たり当期純利益	(円)	294.12	212.50	180.30
総資産	(百万円)	113,890	113,175	130,215
純資産	(百万円)	59,449	60,205	59,470

- (注) 1. 第74期より連結子会社となったMYANMAR KOEI INTERNATIONAL LTD.、株式会社工営エナジー、IRONMONT HYDRO PTE. LTD. (その連結子会社を含む)、株式会社DSIの財産および損益が含まれております。
2. 第74期より売上計上基準を原則として完成基準から進行基準に変更しております。
3. 第75期より連結子会社となったNIPPON KOEI MOZAMBIQUE, LIMITADA、NIPPON KOEI LATIN AMERICA-CARIBBEAN, MEXICO S.DE R.L. DE C.V.、株式会社黒川紀章建築都市設計事務所、NIPPON KOEI ENERGY EUROPE B.V.、QUADRANGLE DESIGN LIMITED、QUADRANGLE ARCHITECTS LIMITED(以下、「QUADRANGLE社」)、ならびに持分法適用会社となった株式会社サンコウ機材、おおくら升玉水力発電株式会社、POWERSOURCE PHILIPPINES DISTRIBUTED POWER HOLDINGS, INC.およびその子会社、株式会社フレクセスの財産および損益が含まれております。
4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第75期の期首から適用しており、第74期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
5. 第76期より連結子会社となったPT. CIKAENGAN TIRTA ENERGIの財産および損益が含まれております。
6. 第76期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

国際財務報告基準 (IFRS)

区分		第76期 2020年6月期	第77期 2021年6月期 (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	144,871	133,304
売上収益	(百万円)	108,441	117,859
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	3,099	4,531
基本的1株当たり当期利益	(円)	204.94	300.00
資産合計	(百万円)	147,408	156,137
資本合計	(百万円)	65,721	72,294

(注) 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第76期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

4. 主要な事業内容

(1) コンサルタント国内およびコンサルタント海外事業

水資源総合開発、電源開発、農業開発、交通・運輸、都市・地域開発、社会開発、自然・生活環境整備などの調査、計画、評価、設計、工事監理、運営指導

(2) 電力エンジニアリング事業

発・変電所用制御装置・システム、水車、発電機、変圧器、電力用通信装置などの電力関連機器、電子機器・装置などの製造・販売ならびに発電・送電・変電・配電工事、土木工事など電力および一般電気設備に関連する各種工事の設計、施工

(3) 都市空間事業

都市空間形成における事業組成、計画・設計、運営

(4) エネルギー事業

分散型エネルギーリソースを活用した発電・エネルギーマネジメント事業の調査、開発、設計、工事、管理、運営、支援およびシステム・技術開発

(5) 不動産賃貸事業

日本国内における不動産賃貸・管理

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

セグメント	会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
コンサルタント 国内事業	玉野総合コンサルタント株式会社	1,682百万円	100.0%	都市開発、地方計画に関するコンサルティング
	日本シビックコンサルタント株式会社	100百万円	85.3%	地下構造物の計画・設計・監理
	株式会社エル・コーエイ	45百万円	100.0%	労働者派遣
	株式会社ジオプラン・ナムテック	31百万円	56.0%	都市インフラに関するITコンサルティング

セグメント	会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
コンサルタント 海外事業	株式会社コーエイリサーチ & コンサルティング	99百万円	100.0%	社会・経済開発に関するコンサルティング
	中南米工営株式会社	490百万円	100.0%	エンジニアリング&コンサルティング
	NIPPON KOEI LAC, INC.	100千米ドル	※100.0%	エンジニアリング&コンサルティング
	NIPPON KOEI LATIN AMERICA - CARIBBEAN, MEXICO S. DE R.L. DE C.V.	18万メキシコペソ	※100.0%	エンジニアリング&コンサルティング
	NIPPON KOEI INDIA PVT. LTD.	19百万インドルピー	99.9%	エンジニアリング&コンサルティング
	NIPPON KOEI BANGLADESH LTD.	58百万バングラデシュタカ	99.9%	エンジニアリング&コンサルティング
	NIPPON KOEI VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD.	13,000百万ベトナムドン	100.0%	エンジニアリング&コンサルティング
	PHILKOEI INTERNATIONAL, INC.	26,250千フィリピンペソ	40.0%	エンジニアリング&コンサルティング
	PT. INDOKOEI INTERNATIONAL	100千米ドル	80.0%	エンジニアリング&コンサルティング
	MYANMAR KOEI INTERNATIONAL LTD.	1百万米ドル	70.0%	エンジニアリング&コンサルティング
電力エンジニアリング事業	株式会社コーエイシステム	90百万円	100.0%	ソフトウェア開発
都市空間事業	BDP HOLDINGS LIMITED	5百万英ポンド	100.0%	都市計画・建築設計
	BUILDING DESIGN PARTNERSHIP LIMITED	7百万英ポンド	※100.0%	都市計画・建築設計
	QUADRANGLE ARCHITECTS LIMITED	200カナダドル	※49.0%	都市計画・建築設計
	株式会社黒川紀章建築都市設計事務所	100百万円	100.0%	都市計画・建築設計
エネルギー事業	株式会社工営エナジー	200百万円	100.0%	水力発電事業
	NIPPON KOEI ENERGY EUROPE B.V.	2百万ユーロ	100.0%	エネルギーマネジメント事業
	RNK UK INVESTMENTS LIMITED	4,250千英ポンド	※80.0%	蓄電池事業への投資
	PT. CIKAENGAN TIRTA ENERGI	41,000百万インドネシアルピア	90.0%	水力発電事業
	IRONMONT HYDRO PTE. LTD.	16,070千米ドル	62.2%	水力発電事業を中心とするエネルギー事業への投資
	ACEI SINGAPORE HOLDINGS PRIVATE LTD.	15,055千米ドル	※100.0%	水力発電事業を中心とするエネルギー事業への投資

セグメント	会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
不動産賃貸事業	株式会社ニッキ・コーポレーション	53百万円	100.0%	日本国内における不動産賃貸・管理
その他	株式会社DSI	20百万円	100.0%	ビジネスサポート

- (注) 1. ※印は間接保有の株式です。
2. PHILKOEI INTERNATIONAL,INC.およびQUADRANGLE社の持分は、100分の50以下であります
が、支配力基準の適用により連結子会社としております。
3. IFRSにおける当社の連結子会社は、上記の重要な子会社27社を含む84社であります。
4. IFRS適用により、当連結会計年度において連結子会社となった会社は15社であります。
5. 重要性基準を見直したことにより、当連結会計年度よりNIPPON KOEI LATIN AMERICA -
CARIBBEAN, MEXICO S. DE R.L. DE C.V.およびACEI SINGAPORE HOLDINGS PRIVATE
LTD.を重要な子会社としております。

6. 主要な事業所（2021年6月30日現在）

【日本工営株式会社】

本店 東京都千代田区麹町5丁目4番地

麹町オフィス（東京都千代田区）

福島事業所（福島県須賀川市）

支店 札幌支店（札幌市）

仙台支店（仙台市）

新潟支店（新潟市）

東京支店（東京都千代田区）

名古屋支店（名古屋市）

大阪支店（大阪市）

広島支店（広島市）

四国支店（香川県高松市）

福岡支店（福岡市）

沖縄支店（沖縄県那覇市）

研究所 中央研究所（茨城県つくば市）

海外拠点 ジャカルタ、マニラ、ハノイ、ホーチミン、バンコク、ビエンチャン、プノンペン、ヤンゴン、ネピドー、マンダレー、シンガポール、コロンボ、ニューデリー、ダッカ、イスタンブール、アンマン、バグダッド、チュニス、ラバト、ナイロビ、リマ

（注）2020年7月28日より、本社（本社機能）は登記上の本店である日本工営ビルに移転しております。

【玉野総合コンサルタント株式会社】

本店 名古屋市東区東桜2丁目17番14号

支店 仙台支店（仙台市）

東京支店（東京都荒川区）

静岡支店（静岡市）

大阪支店（大阪市）

福岡支店（福岡市）

沖縄支店（沖縄県那覇市）

【BUILDING DESIGN PARTNERSHIP LIMITED】

本店 英国 マンチェスター

英国国内拠点 バーミンガム、ブリストル、カーディフ、グラスゴー、リーズ、リヴァプール、ロンドン、シェフィールド

7. 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度 末比増減
コンサルタント国内事業	2,400名 (536名)	230名増 (2名減)
コンサルタント海外事業	1,320名 (620名)	22名減 (55名減)
電力エンジニアリング事業	657名 (55名)	28名増 (2名増)
都市空間事業	1,334名 (7名)	3名増 (2名減)
エネルギー事業	31名 (21名)	12名減 (3名増)
不動産賃貸事業	8名 (0名)	5名減 (―)
その他	186名 (12名)	58名減 (6名減)
合計	5,936名 (1,251名)	164名増 (60名減)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数の(外書)は、当連結会計年度における臨時従業員の平均雇用人員(パートタイマーは1日7.5時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、期間契約社員、パートタイマーおよび非常勤の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 当連結会計年度より、IFRSの適用による連結範囲の変更を反映した従業員数を表示しております。また、前連結会計年度末比増減についても、IFRSの適用による連結範囲の変更を反映した前連結会計年度末従業員数との比較を表示しております。

8. 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	14,521百万円
株式会社みずほ銀行	7,233百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 38,000,000株
2. 発行済株式の総数 15,048,568株 (自己株式 60株を含む)
3. 株 主 数 6,525名 (前期末比 187名減)
4. 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,026	6.8
日本工営グループ従業員持株会	951	6.3
株式会社三菱UFJ銀行	739	4.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	728	4.8
明治安田生命保険相互会社	564	3.8
みずほ証券株式会社	447	3.0
株式会社みずほ銀行	382	2.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	358	2.4
株式会社日本カストディ銀行 (年金信託口)	323	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	270	1.8

(注) 当社は、自己株式60株を保有しております。持株比率は発行済株式の総数から、この自己株式を控除した、15,048,508株を分母として計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2017年8月14日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これを受け、当社は、2020年9月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を決議し、同年10月28日付で、取締役（社外取締役を除く）8名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式計14,996株を発行しました。

6. その他株式に関する重要な事項

(1)当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得を行うことを決議し、以下のとおり実施しました。

- ・取得対象株式の種類：当社普通株式
- ・取得した株式の総数：141,000株
- ・株式の取得価額の総額：427,935,000円
- ・取得日：2021年3月12日
- ・取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）による買付け

(2)当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、以下のとおり実施しました。

- ・消却した株式の種類：当社普通株式
- ・消却した株式の総数：899,486株（上記(1)の自己株式141,000株を含む）
- ・消却日：2021年5月31日

上記の消却後の発行済株式総数は、15,048,568株であります。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項 (2021年6月30日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
*取締役会長	高野 登	
取締役副会長	水越 彰	
*取締役社長	有元 龍一	一般社団法人海外コンサルタンツ協会会長
*取締役	秋吉 博之	エネルギー事業統括本部長
取締役	露崎 高康	営業本部長
取締役	金井 晴彦	コンサルティング事業統括本部長代理
取締役	新屋 浩明	コンサルティング事業統括本部長兼都市空間事業担当
取締役	蛭崎 泰	I R 担当兼経営管理本部長兼75周年記念事業室長
取締役	市川 秀	
取締役	日下一正	一般財団法人国際経済交流財団会長
取締役	石田 洋子	広島大学教育開発国際協力研究センター センター長/教授 同大学副理事
常勤監査役	後藤 佳三	
常勤監査役	岡村 邦夫	
監査役	本庄 直樹	
監査役	小泉 淑子	シティユーワ法律事務所パートナー 太平洋セメント株式会社社外取締役 DOWAホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
 2. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
 2020年9月29日開催の第76回定時株主総会において、石田洋子氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
 3. 取締役市川秀氏、日下一正氏および石田洋子氏は社外取締役、監査役岡村邦夫氏および小泉淑子氏は社外監査役であります。また、5氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 監査役本庄直樹氏は、2008年7月から2015年8月まで当社の財務・経理部長を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)
2021年7月1日付で以下の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
高野 登	取締役相談役	*取締役会長
水越 彰	取締役相談役	取締役副会長
有元 龍一	取締役会長	*取締役社長
露崎 高康	取締役副社長執行役員	取締役専務執行役員
金井 晴彦	*取締役専務執行役員	取締役専務執行役員
新屋 浩明	*取締役社長	取締役専務執行役員

(注) *印は代表取締役であります。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 報酬等の総額および員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬	
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	344	207	41	94	8
監査役 (社外監査役を除く)	28	28	—	—	2
社外取締役	41	41	—	—	3
社外監査役	33	33	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬については、2007年6月28日開催の第62回定時株主総会において、取締役報酬年間限度額4億6,500万円（社外取締役を除き、取締役賞与金を含む）を超えないものとして定めております。なお、当該決議当時の取締役（社外取締役を除く）の員数は12名であります。また、2017年9月28日開催の第73回定時株主総会において、上記の取締役報酬年間限度額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額6,000万円以内として定めております。なお、当該決議当時の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名であります。
2. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
3. 2020年9月29日開催の第76回定時株主総会において、社外取締役の報酬額を年額4,500万円以内として定めております。なお、当該決議当時の社外取締役の員数は3名であります。
4. 2018年9月27日開催の第74回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額8,000万円以内として定めております。なお、当該決議当時の監査役の員数は4名であります。
5. 役員退職慰労金制度は、2004年6月29日開催の第59回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役を主な構成員とする取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会に対して、取締役の報酬等の体系、内容および水準等について諮問し、その結果を踏まえ、取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

②報酬体系

社外取締役以外の取締役の報酬は、基本報酬（月例固定報酬）、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成しております。

取締役の報酬における標準的な構成割合は、概ね「基本報酬（月例固定報酬）」67%、「業績連動報酬（賞与）」19%、「非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）」14%としております。

社外取締役の報酬は、基本報酬（月例固定報酬）のみにより構成しており、役員持株会制度により、その一部を当社株式取得に充てております。

これらの報酬体系については、指名・報酬等諮問委員会において必要に応じて見直す仕組みとしております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において報酬枠を定め、個別の報酬は監査役の協議によって決定しております。監査役の報酬は、基本報酬（月例固定報酬）とし、役員持株会制度によりその一部を当社株式取得に充てることができることとしております。

(3) 業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、短期的な業績向上へのインセンティブとして位置付けており、これに相応しい業績評価指標として各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益を選択し、それを反映させた現金報酬としております。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に応じて標準額を決定し、各取締役の業績達成度、会社貢献度等について代表取締役社長が評価のうえ、株主総会において承認を得た取締役報酬年間限度額の範囲内で、賞与として、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給しております。

なお、当期の賞与支給基準となる親会社の所有者に帰属する当期利益は4,220百万円として

おり、その実績は4,531百万円でした。

(4) 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬としております。

株主総会において取締役報酬年間限度額とは別枠で承認を得た譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額の範囲内において、役位ごとにあらかじめ定められた基準に従い各取締役に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に割当てております。

なお、譲渡制限期間は割当日より3年間としております。当事業年度において、当社は、2020年9月29日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）8名に対して、普通株式計14,996株を割り当てております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長（当事業年度においては代表取締役社長であった有元龍一氏（現取締役会長））が、各取締役の基本報酬の額、および、各取締役の業績達成度、会社貢献度等を踏まえた業績連動報酬としての賞与の評価配分について、その具体的内容を決定しております。

代表取締役社長にこれらの権限を委任する理由は、事業環境や当社の経営状況等のほか、各取締役の役割や職務の遂行状況等を的確に把握していることから、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、上記権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬等諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従い、また、報酬の標準的な構成割合にも沿った上で、上記の決定をしなければならないこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬等諮問委員会において検討を行い、また委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役割や職務の遂行状況を的確に把握した上で行っているため、取締役会は基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬としての株式報酬は、指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議しております。

3. 社外取締役および社外監査役に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職・兼任先	兼職・兼任の内容	当社と重要な兼職・兼任先との関係
取締役 日下 一正	一般財団法人国際経済交流財団	会長	重要な取引その他の関係はありません。
取締役 石田 洋子	広島大学教育開発国際協力研究センター 同大学同センター 同大学	センター長 教授 副理事	重要な取引その他の関係はありません。
監査役 小泉 淑子	シティユーワ法律事務所 太平洋セメント株式会社 DOWAホールディングス株式会社	パートナー 社外取締役 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外取締役および社外監査役の活動状況

氏名	出席・発言状況および社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 市川 秀	当期中に開催の取締役会16回の全てに出席しており、当社の経営に対し、金融機関における経験および企業役員としての経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、上記経験に基づく見地から、客観的・中立的立場で積極的な意見を述べております。
取締役 日下 一正	当期中に開催の取締役会16回の全てに出席しており、当社の経営に対し、国家公務員、企業・団体役員としての経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、上記経験に基づく見地から、客観的・中立的立場で積極的な意見を述べております。
取締役 石田 洋子	2020年9月29日の取締役就任後に開催された取締役会12回の全てに出席しており、当社の経営に対し、団体役員としての経験および大学教授としての幅広い見識を活かし、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、上記経験に基づく見地から、客観的・中立的立場で積極的な意見を述べております。
監査役 岡村 邦夫	当期中に開催の取締役会16回および監査役会17回の全てに出席しており、当社の経営に対し、国際協力機関および外務省における経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役 小泉 淑子	当期中に開催の取締役会16回および監査役会17回の全てに出席しており、当社の経営に対し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、上記経験に基づく見地から、客観的・中立的立場で積極的な意見を述べております。

4. 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法に基づく賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外取締役および社外監査役が善意でかつ重大な過失のないときは、金6百万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

5. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（会社法上の重要な使用人として選任された者に限る。）を被保険者として、取締役会において決議のうえ、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約において、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為も含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等について填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った場合は填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

(1)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 72百万円

(2)当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 85百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額について、上記以外に前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が29百万円あります。

監査役会は、PwCあらた有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、見積り額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、監査役会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」というグループ経営理念の下、当社グループと社会の健全かつ持続的な発展を目指して、日本工営グループ行動指針に基づき、行動することに努めております。

当社は、取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の下で、業務執行の適法性・効率性などの確保に努めるとともに、その実効性が一層高まるよう、監査役会および社外取締役の意見等を参照し、システムの見直しおよび改善を進めております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書の保存および廃棄に関する規程」等に基づき、業務執行に関する情報（電子・非電子媒体を問わず記録媒体に記録したものを）を適切に保存・管理する。
- ② 「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」等に基づき、業務執行に関する情報を適切に管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社長その他の役員等から構成される総合リスクマネジメント会議がリスク管理の推進全般を統轄し、同会議およびその傘下の安全衛生・環境委員会および財務報告内部統制委員会等において、全社横断的にリスクの把握、評価、対応、予防を推進し、重要なリスク情報を取締役会に適宜報告する。
- ② 「リスク管理規程」に基づき、業務に付随するリスクを抽出・評価のうえ、毎年度、リスク管理計画を策定・推進し、継続的にリスク管理に取り組む。
- ③ 危機発生時においては、「危機管理規程」に基づき、速やかに社長および総合リスクマネジメント会議議長に報告のうえ、全社的な緊急対策本部または関係部門における緊急対策本部を設置し、危機に的確に対応する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会により、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、経営効率を高めるため、代表取締役等から構成される経営会議により、業務執行に関する基本的事項を協議し、機動的な対応を行う。
- ② 中期経営計画および年度事業計画を策定して、達成すべき目標と具体策を明らかにし、これらの計画に基づいて業務運営を行う。
- ③ 経営の監督機能と業務の執行機能とを分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図るた

めに執行役員制度を採っており、執行役員会において、中期経営計画等のモニタリングを定期的に行う。

- ④日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づいて権限委譲を行い、各組織の責任者が意思決定のルールに則り業務を遂行する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を重要な要素とする「日本工営グループ行動指針」を当社および当社の子会社（以下併せて「当社グループ」）の役員・従業員に適用し、総合リスクマネジメント会議の監督の下、同行動指針を周知、徹底する。
- ②各事業統括本部にコンプライアンス室を設置し、同行動指針を当社グループに周知するとともに、日常業務におけるコンプライアンスを徹底する。また、社長直属の組織である内部監査室を設置し、コンプライアンス等を含めた内部統制に係る内部監査を実施する。
- ③当社グループを対象とする相談・通報者を保護する規程に基づき、社内外に複数の窓口を設けて広く相談・通報を受け付け、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図る。
- ④役員・従業員のコンプライアンス違反については、懲罰に関する社内規程等に基づき、厳正に処分を行う。
- ⑤社会の秩序や当社グループおよびその役員・従業員に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループ全体として毅然とした対応をとり、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役から職務の執行に係る事項について当社が報告を受けるための体制
「グループ会社運営規程」に基づき、当社の子会社は、事業計画策定、組織・資本構成の変更、役員人事、剰余金の処分、重要な資産の取得・賃貸借・処分等の重要事項について、当該子会社が所属する各セグメントの長（当社経営管理本部長および事業統括本部長）または当社社長に報告し、承認を得る。また、同規程に基づき、当社の子会社は、月次の業務報告など定例の報告を当社の担当部署に行う。

- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社のみならず当社の子会社に存するリスクの把握、予防に努める。また、当社グループに重大な影響を与える危機が子会社に発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、子会社と連携して危機に的確に対応する。
イ 当社の子会社は、規模・業態等に応じて、適切なリスク管理に関する体制を構築する。
- ③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社は、規模・業態等に応じて、経営組織を整備し、当社グループの中期経営計画および年度事業計画に基づいて業務運営を行う。
- ④子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア 当社の子会社は、コンプライアンスの担当部署または担当者を設置し、コンプライアンスの徹底を図る。
イ 当社の子会社の従業員は、相談・通報者を保護する規程に基づき、子会社内のみならず、当社の窓口等にも相談・通報をすることができるものとする。
ウ 当社の子会社は、役員・従業員のコンプライアンス違反については、各社の就業規則等に基づき、厳正に処分を行う。
- ⑤その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
「グループ会社運営規程」に基づき、当社は、内部監査部門により子会社への監査を行うとともに、グループ会社連絡会、セグメント連絡会等の会議を開き、当社と子会社との間において十分な情報交換・協議を行う。

(6) 当社の監査役による監査を支えるための体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
「監査役監査基準」において、監査役は、必要に応じ、監査役の職務を補助する体制の確保について取締役と協議する旨を定めており、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合、補助使用人を置くことができる。
- ②補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
当社は、補助使用人を置く場合、監査役の補助業務についてはもっぱら監査役の指揮命令に従うこととし、また、その人事処遇については監査役との事前協議を必要とするものとする。

- ③当社グループの役員及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア 監査役は、当社の取締役会、執行役員会ほか重要な社内会議に出席し、業務執行状況を確認する。
 - イ 監査役会は、「監査役会規則」において、必要に応じて当社の会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて各監査役は情報収集を行うとともに、重要な稟議書の回覧等により業務執行状況を確認する。また、監査役は業務監査を通じて当社の取締役および従業員から報告を受ける。
 - ウ 当社の社長は、監査役と定期的に会合を持ち、また、代表取締役は「報告規程」に基づき監査役会に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告する。
 - エ 監査役は、総合リスクマネジメント会議において、コンプライアンスその他リスク管理上の諸問題について定期的に報告を受ける。
 - オ 当社の子会社の役員・従業員およびこれらの者から報告を受けた当社関係者は、当社監査役からその職務の遂行に必要な事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ ③の報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、③に基づき監査役に報告を行った当社グループの役員、従業員その他の者に対し、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内において周知徹底する。
- ⑤監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、当社は、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を求めたときは、その職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその費用を処理する。
- ⑥その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、監査役監査を実効的に行うために、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換を行うとともに、子会社役員との会合を適宜開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期（2020年7月から2021年6月まで）中における上記体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

当社は、取締役会等の議事録、稟議書、会計帳簿その他の業務執行に関する文書（電子情報を含む。）について、種類ごとに適切な保存期間を設定のうえ、所定の方法により作成・保存・廃棄しております。また、当社は、各部署に情報管理責任者を設置するなどして情報管理体制を整備し、その適切な運用に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社は、業務に関連するリスクを抽出・評価のうえ、リスク毎の管理策を検討し、2020年10月に全社リスク管理計画を策定しました。以後、毎四半期において同計画に基づくリスク管理活動のモニタリングを実施し、総合リスクマネジメント会議を経由して取締役会に報告されております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を含む業務遂行上のリスク情報は、毎月の総合リスクマネジメント会議（当期中に計11回開催）において各委員から適時に報告されており、重要事項については取締役会に報告されております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定のルールを明確にしており、取締役会（当期中に計16回開催）、経営会議（当期中に計38回開催）において、所定の事項を審議し、効率的、機動的な意思決定を行いました。

また、当社は、中期経営計画（2018年7月から2021年6月まで）および当期事業計画（2020年7月から2021年6月まで）を策定しており、これらの計画に基づいて組織的、戦略的に業務に取り組みました。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社は、年間を通して当社グループ全体のコンプライアンス活動を企画し、コンプライアンス意識の向上を図っています。また、内部監査室により当社グループを対象として内部監査を実施すること（当期は4社に対し同じテーマで横断的に1回実施）、当社グループを対象とする相談・通報制度を運用することなどにより、継続的にコンプライアンス活動に取り組んでおります。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当社は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社の子会社から業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行いました。

また、各子会社から月次の業務報告書等の定例報告を受け、業務状況を確認し、指導を行いました。

リスク管理に関しては、子会社の規模・業態等に応じて適切なリスク管理体制の整備を指導、支援しており、コンプライアンスに関しては、上記(4)に記載のとおり、子会社を含めた取組みを行っております。

(6) 当社の監査役による監査を支えるための体制について

当社は、2019年6月期より、監査役の職務を補助する人員として、補助使用人1名を置いております。

当社の監査役は、当期中、当社の取締役会、執行役員会、経営会議、総合リスクマネジメント会議等の重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を直接的に確認しました。

また、当社の監査役は、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、1946年の創業以来、建設コンサルタント事業及び電力エンジニアリング事業を主たる事業として、社会資本整備に関する事業を展開しており、極めて公共性が高く社会的使命の大きい企業として、今後も持続的な発展を図る必要があります。また、当社は、豊富な経験と実績に裏打ちされたブランド力を有しており、国・地方公共団体等の顧客から高い信頼を得ていますが、当社の技術力は、当社グループの従業員、取引先等の関係者の高い専門性と幅広いノウハウによって支えられております。当社の経営にあたっては、このような当社の企業価値の源泉を十分理解したうえ、国内外の顧客・従業員及び取引先等の関係者との間に培われた信頼関係を維持・発展させながら事業を展開することが不可欠であり、それによりはじめて企業価値の向上と株主の皆様の利益に資することができると思えます。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に向上させることを可能とする者であるべきと考えています。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、中長期的に継続して企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。

①中長期計画に基づく戦略的な事業推進

当社の中長期計画に基づく戦略的な事業推進に関する具体的な取組みは、本事業報告 I.2の「対処すべき課題」において記載したとおりです。

②コーポレートガバナンス体制の強化

当社は、当社グループの企業価値を一層高めるため、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性の確保、迅速な業務執行体制の確立を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めることを基本的な考え方としています。

機関設計としては、監査役会設置会社（かつ取締役会、会計監査人設置会社）を選択しています。また、独立役員を構成員に含む指名・報酬等諮問委員会を設置し、経営の公正・透明性を高めると共に、執行役員制度により、経営の監視・監督機能と業務の執行機能を分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っています。

また、当社取締役会は、コーポレートガバナンス体制を明確化し、株主の皆様への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス基本方針」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者による支配の防止のための取組みの概要

当社は、2019年8月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」）を継続せず廃止することを決議し、本対応方針は2019年9月26日開催の当社第75回定時株主総会の終結の時をもって期間満了により廃止しております。

当社は、本対応方針の廃止後も、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法およびその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記(2)及び(3)の取組みについての取締役会の判断およびその理由

上記(2)及び(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために実施しているものであるため、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損

なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えます。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する配当は、基本的に企業収益に対応して決定すべきものと考えます。

激変する経営環境のなかで、将来にわたって株主利益を確保するため、企業体質の強化や積極的な事業展開のための内部留保は不可欠であり、安定的な配当と利益水準の上昇に応じた株主還元の実現に努めることを基本方針として、中期的な配当性向の目安を30%といたします。

この方針に基づき、当期の配当（通期）は、2021年8月30日開催の臨時取締役会決議により、1株につき75円とさせていただきます（当社は中間配当制度を採用しておりません）。この配当金の支払開始日は2021年9月9日といたしました。

当社グループは、中期経営計画「Building Resilience 2024」に掲げた重点課題に取り組み、将来に向けた施策を確実に実行に移してまいります。

(注) 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額および千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 百分率は、小数点第2位を四捨五入しております。

連結財政状態計算書

(2021年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	百万円	I 流動負債	百万円
現金及び現金同等物	17,838	借入金	8,320
営業債権及びその他の債権	21,189	リース負債	2,678
契約資産	24,327	営業債務及びその他の債務	9,076
その他の金融資産	1,315	契約負債	10,645
その他の流動資産	3,900	その他の金融負債	3,005
流動資産合計	68,570	未払法人所得税	2,228
II 非流動資産		引当金	818
有形固定資産	40,832	その他の流動負債	12,115
使用権資産	9,229	流動負債合計	48,889
のれん	9,182	II 非流動負債	
無形資産	6,502	借入金	18,712
投資不動産	4,094	リース負債	6,699
持分法で会計処理されている投資	2,077	その他の金融負債	648
退職給付に係る資産	4,391	退職給付に係る負債	3,861
その他の金融資産	7,434	引当金	375
繰延税金資産	2,437	繰延税金負債	4,533
その他の非流動資産	1,384	その他の非流動負債	122
非流動資産合計	87,566	非流動負債合計	34,953
資産合計	156,137	負債合計	83,843
		資 本 の 部	
		I 親会社の所有者に帰属する持分	
		資本金	7,480
		資本剰余金	6,428
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	2,820
		利益剰余金	53,996
		親会社の所有者に帰属する持分合計	70,725
		II 非支配持分	1,569
		資本合計	72,294
		負債資本合計	156,137

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

							百万円			
売	上	収	益				117,859			
売	上	原	価				△80,124			
売	上	総	利				37,735			
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	△29,173
持	分	法	に	よ	る	投	資	利	益	35
そ	の	他	の	の	の	収	益			1,207
そ	の	他	の	の	の	費	用			△2,675
営	業		利				7,128			
金		融			収	益			519	
金		融			費	用			△471	
税	引	前	当	期	利	益				7,176
法	人	所	得	税	費	用				△2,657
当	期		利				4,518			
当	期	利	益	の	帰	属				
親	会	社	の	所	有	者				4,531
非	支	配		持	分					△13

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結持分変動計算書

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定される資本 性金融資産
当期首残高	7,458	6,498	△2,415	△432	△36	471
当期利益	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	2,415	6	395
当期包括利益合計	-	-	-	2,415	6	395
新株の発行	21	21	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	△429	-	-	-
自己株式の処分	-	△91	382	-	-	-
自己株式の消却	-	-	2,462	-	-	-
配当金	-	-	-	-	-	-
非支配持分の取得及び処分	-	△0	-	△0	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	-	-	1
所有者との取引額合計	21	△70	2,415	△0	-	1
当期末残高	7,480	6,428	△0	1,982	△30	867

(添付書類) 連結計算書類

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度 の再測定	合計				
当期首残高	－	1	52,675	64,219	1,502	65,721
当期利益	－	－	4,531	4,531	△13	4,518
その他の包括利益	390	3,207	－	3,207	12	3,220
当期包括利益合計	390	3,207	4,531	7,739	△0	7,738
新株の発行	－	－	－	43	－	43
連結範囲の変動	－	－	－	－	115	115
自己株式の取得	－	－	－	△429	－	△429
自己株式の処分	－	－	－	291	－	291
自己株式の消却	－	－	△2,462	－	－	－
配当金	－	－	△1,138	△1,138	△47	△1,186
非支配持分の取得及び処分	－	△0	－	△0	－	△0
利益剰余金への振替	△390	△389	389	－	－	－
所有者との取引額合計	△390	△389	△3,210	△1,233	67	△1,165
当期末残高	－	2,820	53,996	70,725	1,569	72,294

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	百万円	I 流動負債	百万円
現金及び預金	6,114	買掛金	4,984
売掛金	30,616	短期借入金	7,510
仕掛品	674	1年内返済予定の長期借入金	8,176
短期貸付金	2,339	賞与引当金	994
1年内回収予定の長期貸付金	296	役員賞与引当金	94
その他の貸倒引当金	2,113	工事損失引当金	440
	△572	支払補償引当金	280
流動資産合計	41,583	その他の流動負債合計	13,406
II 固定資産		II 固定負債	35,885
1 有形固定資産		長期借入金	17,685
建物	20,654	退職給付引当金	80
減価償却累計額	△7,186	環境対策引当金	25
建物(純額)	13,467	繰延税金負債	978
構築物	765	その他の固定負債合計	596
減価償却累計額	△684	固定負債合計	19,366
構築物(純額)	81	負債合計	55,252
機械及び装置	2,520	純資産の部	
減価償却累計額	△2,097	I 株主資本	
機械及び装置(純額)	423	1 資本金	7,480
工具、器具及び備品	2,543	2 資本剰余金	
減価償却累計額	△1,858	資本準備金	6,179
工具、器具及び備品(純額)	685	資本剰余金合計	6,179
土地	14,374	3 利益剰余金	
建設仮勘定	497	利益準備金	1,546
その他の有形固定資産合計	29,651	その他利益剰余金	
2 無形固定資産		固定資産圧縮積立金	2,746
借地権	627	市場開拓積立金	1,920
ソフトウェア	413	別途積立金	22,367
その他の無形固定資産合計	1,097	繰越利益剰余金	12,208
3 投資その他の資産		利益剰余金合計	40,788
関係会社株式	27,614	4 自己株式	△0
関係会社長期貸付金	4,810	株主資本合計	54,447
前払年金費用	2,931	II 評価・換算差額等	
その他の貸倒引当金	4,414	1 その他有価証券評価差額金	595
	△1,808	評価・換算差額等合計	595
投資その他の資産合計	37,963	純資産合計	55,043
固定資産合計	68,711	負債純資産合計	110,295
資産合計	110,295		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

	百万円	百万円
I 売上高		73,970
II 売上原価		52,972
売上総利益		20,997
III 販売費及び一般管理費		16,812
営業利益		4,185
IV 営業外収益		
受取利息	150	
受取配当金	1,467	
受取事務手数料	228	
その他	310	2,156
V 営業外費用		
支払利息	215	
支払補償引当金繰入額	280	
支払手数料	68	
その他	27	591
経常利益		5,750
VI 特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,780	1,780
税引前当期純利益		3,970
法人税、住民税及び事業税	1,975	
法人税等調整額	△485	1,489
当期純利益		2,480

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	市場開拓 積立金	別途積立金
当期首残高	7,458	6,157	6,157	1,546	2,770	1,920	22,367
誤謬の訂正による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	7,458	6,157	6,157	1,546	2,770	1,920	22,367
当期変動額							
新株の発行	21	21	21	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△23	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	21	21	21	-	△23	-	-
当期末残高	7,480	6,179	6,179	1,546	2,746	1,920	22,367

(添付書類) 計算書類

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	13,893	42,496	△2,345	53,767	265	265	54,033
誤謬の訂正による 累積的影響額	△588	△588	—	△588	—	—	△588
誤謬の訂正を反映した当期 首残高	13,304	41,907	△2,345	53,178	265	265	53,444
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	43	—	—	43
剰余金の配当	△1,138	△1,138	—	△1,138	—	—	△1,138
固定資産圧縮積立金の取崩	23	—	—	—	—	—	—
当期純利益	2,480	2,480	—	2,480	—	—	2,480
自己株式の取得	—	—	△429	△429	—	—	△429
自己株式の処分	—	—	312	312	—	—	312
自己株式の消却	△2,462	△2,462	2,462	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	329	329	329
当期変動額合計	△1,096	△1,119	2,345	1,269	329	329	1,598
当期末残高	12,208	40,788	△0	54,447	595	595	55,043

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

日本工営株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保田 正 崇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本工営株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本工営株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

日本工営株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保田 正 崇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本工営株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、2020年6月期決算訂正につきましては、監査役会は、内部統制の改善状況及び再発防止策の実施状況を確認しており、引き続きこれらの取り組みが着実に実行されるよう注視してまいります。また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響が生じていないことを確認しております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

日本工営株式会社 監査役会

常勤監査役	後藤佳三	Ⓞ
常勤監査役	岡村邦夫	Ⓞ
監査役	本庄直樹	Ⓞ
監査役	小泉淑子	Ⓞ

(注) 常勤監査役岡村邦夫及び監査役小泉淑子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただいたうえ、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会 会場のご案内

日時 2021年9月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時00分）

会場 東京都千代田区麹町5丁目4番地
日本工営ビル 2階 当社本店会議室

交通のご案内

- JR線 四ツ谷駅（麹町口）
 - 地下鉄丸ノ内線 四ツ谷駅（赤坂口）
 - 地下鉄南北線 四ツ谷駅（3番出口）
 - 地下鉄有楽町線 麹町駅（2番出口）
- より徒歩5分

